

鹿屋市障がい者基本計画 (第3期)

令和6年度～令和11年度

概要版

すべての市民が相互に人格と個性を
尊重し合いながら共生する社会の実現



この冊子は、令和6年3月に鹿屋市が策定した「鹿屋市障がい者基本計画」の概要をまとめたものです。地域の市民、事業者、行政、各種団体などすべての人々が、障がい者や障がい者を取り巻く問題について正しい理解と認識を持っていただくためにつくられたものです。

鹿児島県 鹿屋市

1 鹿屋市障がい者基本計画について

◆計画策定の経緯

市町村は、障がい者施策に関する基本的な計画の策定が義務付けられています。本市では平成27年3月に策定した「鹿屋市障害者基本計画（第2期）」の計画期間が終了することから、計画内容を見直し、新たな計画として「鹿屋市障がい者基本計画（第3期）」を策定しました。

◆計画の基本理念

本計画は、障がいのある人が自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会的な障壁を除去するため、取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めます。

今回の第3期計画においては、第2期計画の理念を継承し、

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

を基本理念とし、すべての人々が社会の一員として、互いに尊重し合いながら、地域社会においていきいきと生活できる社会づくりを目指します。

◆計画の重点的視点

1 市民の理解促進

共生社会を実現するためには、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、市民の理解促進に努める必要があります。

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいを理由とする差別をなくし、障がいに対する理解を深めることで、障がいのある人が障がいのない人と同じように日常生活を過ごし、社会活動や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを引き続き進めます。

3 障害福祉サービス等提供体制の充実

障害福祉サービス等については、市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画において、サービス見込量及び自立支援協議会の充実等によるサービスの確保策を定めており、当該計画を踏まえながらサービス提供体制の充実に努めます。

4 地域移行の支援

福祉施設等から地域生活への移行を希望する障がいのある人について、相談支援や障害福祉サービスの提供体制の充実などにより、地域への移行を促進します。

また、精神障がい者の地域移行について、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう関係機関が連携して支援に取り組みます。

5 社会参加の促進

障がいのある人が社会の一員として幅広く活動するためには、道路や建物の段差、周囲の人々の無理解、差別や偏見など、様々な社会的障壁を取り除く必要があり、また、障がいのある人の障壁を取り除くことについて、合理的配慮が求められています。

鹿児島県が主催する「鹿児島県障害者保健福祉大会」や「鹿児島県障害者スポーツ大会」への参加機会を確保することにより、障がいのある人の芸術文化活動に触れる機会やスポーツ活動への参加の促進に努めます。

6 雇用・就業の支援

障がい者が生きがいを持って社会参加できるよう、ハローワークや鹿児島県の設置する障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、求人開拓や企業への啓発活動等を通じて雇用環境の整備や雇用機会の確保を促進します。



7 まちづくりの推進

障害者基本法において、障がいのある人に対する社会的障壁の除去の概念が規定されていることから、合理的配慮を的確に行うための環境整備として一層のバリアフリー化を推進する必要があります。

障がいのある人に配慮したまちづくりの必要性や合理的配慮について普及・啓発に努めます。

8 障がい児の支援

発達障がいの早期発見や早期支援のための環境の充実を図るとともに、医療的ケア児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図ります。

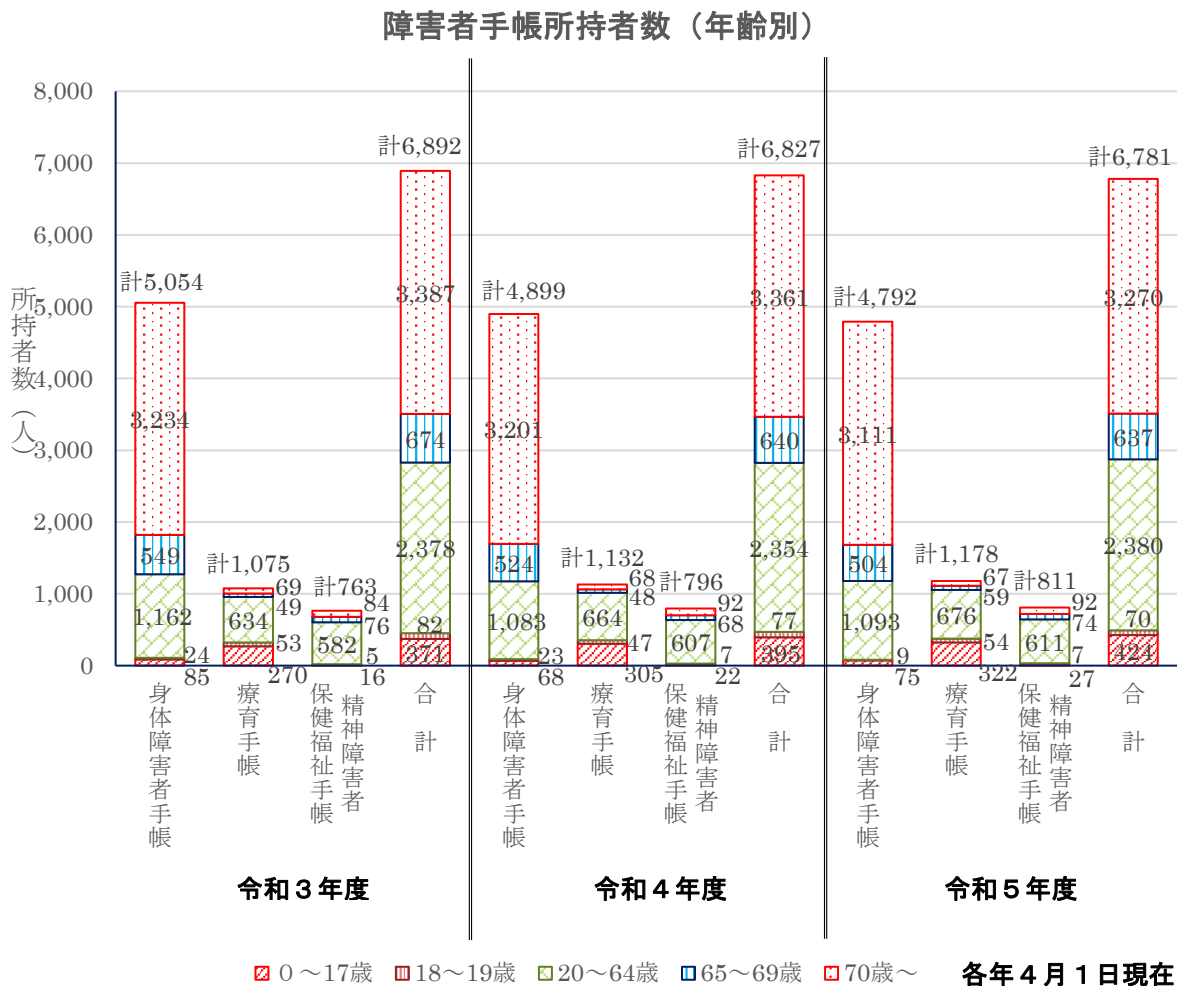
◆計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間とします。

年度		平成						令和										
		25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国	基本計画	障害者基本計画 (第3次)				障害者基本計画 (第4次)			障害者基本計画 (第5次)									
	障害者計画 基本指針	都道府県・市町村障害者計画の基本指針																
県	基本計画	障害者基本計画 (第3次)				障害者基本計画 (第4次)			障害者基本計画 (第5次)									
	障害福祉計画	(第3期)	障害福祉計画 (第4期)		障害福祉計画 (第5期)		障害福祉計画 (第6期)		障害福祉計画 (第7期)									
市	基本計画	(第1期)	障害者基本計画 (第2期)						障がい者基本計画 (第3期)									
	障がい福祉計画	(第3期)	障害福祉計画 (第4期)		障害福祉計画 (第5期)		障害福祉計画 (第6期)		障がい福祉 計画(第7期)									
	障がい児福祉計画						障害児福祉 計画(第1期)		障害児福祉 計画(第2期)		障がい児福祉 計画(第3期)							

◆障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数（年齢別）

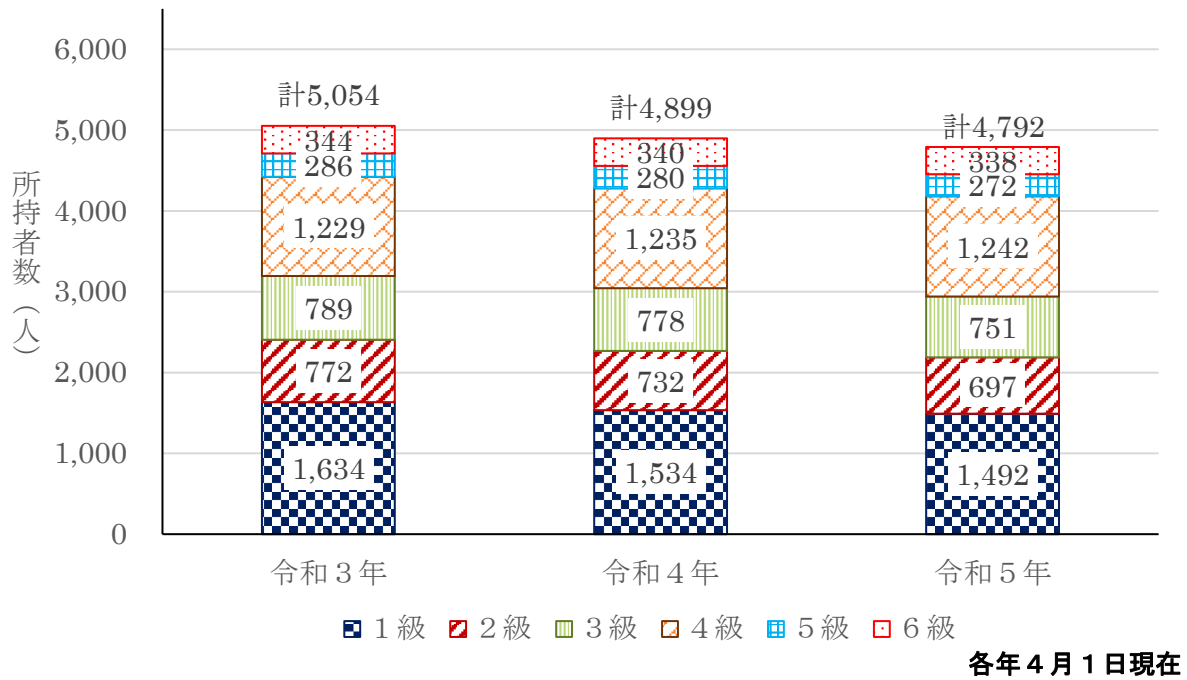


(2) 障害者手帳所持者数（程度別）

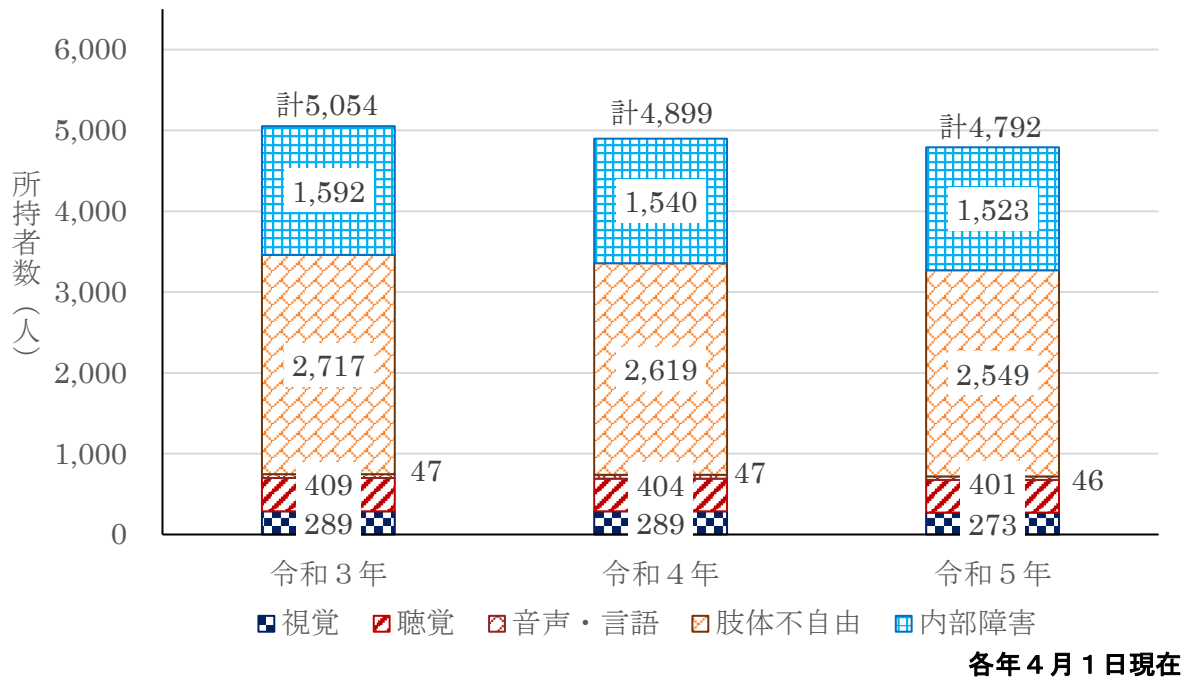
① 身体障害者手帳所持者数

鹿屋市における身体障害者手帳の所持者について、等級別では1級、部位別では肢体不自由が最も多く占めており、所持者数は減少傾向にあります。

<身体障害者手帳所持者数（等級別）>



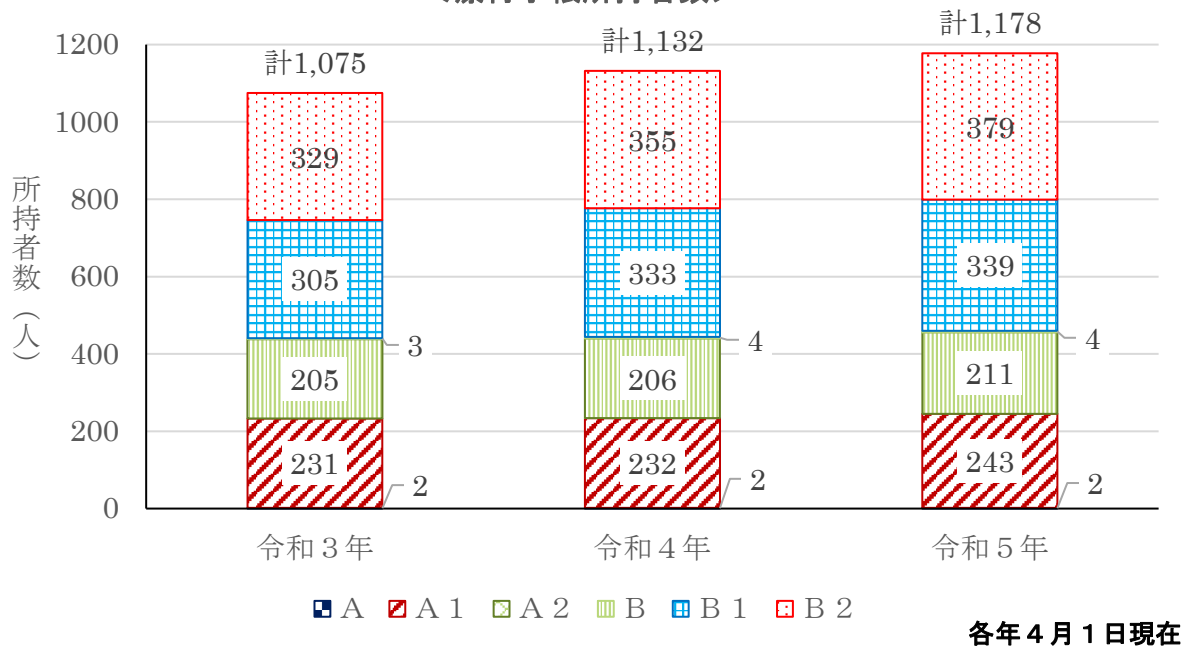
<身体障害者手帳所持者数（部位別）>



② 療育手帳所持者数

鹿屋市における療育手帳の所持者について、等級ではB2が最も多く占めており、所持者数は増加傾向にあります。

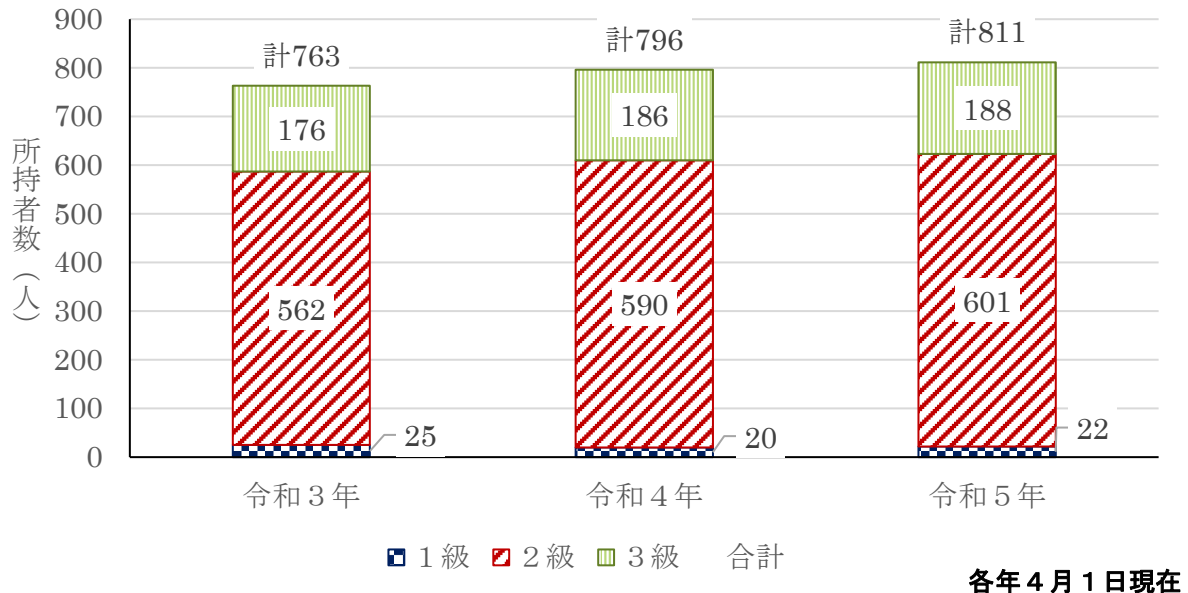
<療育手帳所持者数>



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

鹿屋市における精神障害者保健福祉手帳の所持者について、等級では2級が最も多く占めており、所持者数は増加傾向にあります。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数>



2 計画の施策体系について

◆計画の体系

障がい者基本計画の体系

— 基本理念 —

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

《基本的な方針》

① 地域社会における共生等 ② 障がい者差別の禁止

重点的視点	分野別施策	
市民の理解促進	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の推進、虐待の防止 障がいを理由とする差別の解消の推進 ボランティア活動の推進
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保 ・ 移動しやすい環境の整備等 アクセシビリティに配慮した施設の普及促進 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信における情報アクセシビリティの向上 情報提供の充実等 意思疎通支援の充実
障害福祉サービス提供体制の充実	防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策の推進 ・ 防犯対策の推進 消費者トラブルの防止
	行政における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> 選挙における配慮 窓口等における配慮及び障がい者理解の促進等
地域移行の支援	保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健・医療の適切な提供等 保健・医療の充実等 保健・医療を支える人材の育成・確保 難病に関する保健・医療施策の推進 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
社会参加の促進	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援の推進 ・ 相談支援体制の構築 地域移行支援、在宅サービス等の充実 障がい児に対する支援の充実 障害福祉サービス等の質の向上等 福祉用具の普及促進と利用支援 障がい福祉を支える人材の育成・確保
雇用・就業の支援		教育の振興
まちづくりの推進	雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な就労支援 ・ 経済的自立の支援 障がい者雇用の促進 ・ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 一般就労が困難な障がい者に対する支援
障がい児の支援	文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の振興 スポーツの振興

◆ 施策の方向性・具体施策

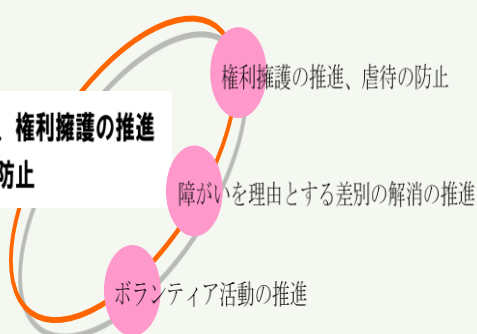
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

<現状と課題>

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施する必要があります。

また、障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がい者の権利擁護のための取組を推進する必要があります。

1 差別の解消、権利擁護の推進 及び虐待の防止



- ・障がいのある人の自己決定を尊重し、必要な支援等が行われることを推進します。
- ・障害者差別解消法等の趣旨・目的や障がい及び障がい者に対する正しい理解促進を図るために、広報・啓発活動に取り組みます。等

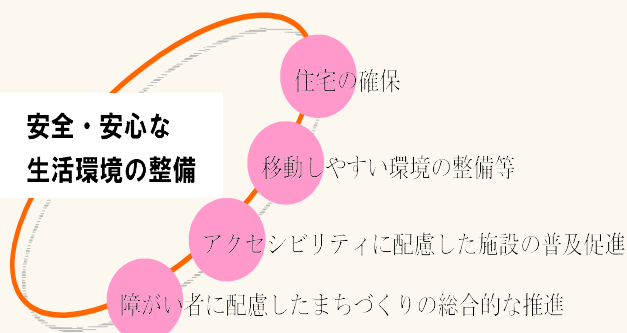
2 安全・安心な生活環境の整備

<現状と課題>

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮した福祉のまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進することが必要です。

公共的な建築物、公共交通機関、道路等について、障がいのある人が安全かつ快適に利用できるように「バリアフリー法」等に基づき、バリアフリー化をさらに進めることが必要です。

2 安全・安心な 生活環境の整備



- ・バリアフリー化された市営住宅の整備に努めます。
- ・ヘルプマーク等を配布し、外見から障がいのあることが分かりにくい人が配慮等を受けられるよう、普及啓発に努めるとともにバリアフリー化を促進します。等

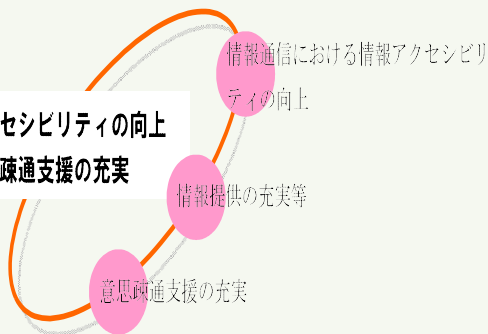
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

<現状と課題>

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が円滑に情報を取得・利用することができるよう、障がい者の特性等に配慮した情報の提供の促進を図る必要があります。

あわせて、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成等の取組を通じて、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

3 情報アクセシビリティの向上 及び意思疎通支援の充実



- ・障がいのある人の自己決定を保障するため、判断に必要な情報を分かりやすく伝えるなど、情報のバリアフリー化に取り組みます。
- ・「広報かのや」の点字版・録音版を作成・配布します。
- ・視聴覚障がい者等に対してコミュニケーション支援を行う手話通訳者などの養成講習会を実施します。 等

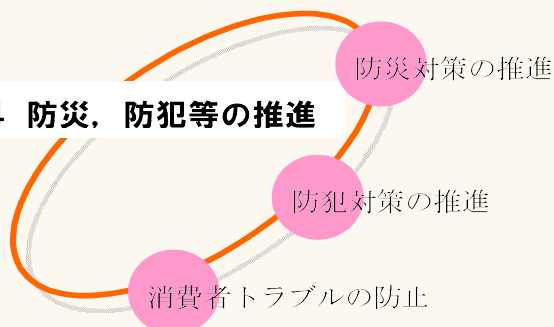
4 防災、防犯等の推進

<現状と課題>

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災への取組を推進する必要があります。

また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組が必要です。

4 防災、防犯等の推進



- ・地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ・犯罪の防止に関する広報・啓発等により、障がいのある人に対する犯罪の防止に努めます。
- ・消費者トラブルを未然に防ぐため、出前講座の開催などを実施します。 等

5 行政における配慮の充実

<現状と課題>

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供が必要です。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う必要があります。

5 行政における配慮の充実



- ・点字による候補者情報の提供等、障がいのある人に配慮した選挙情報提供の充実を図ります。
- ・職員が適切に対応するために、職員に対する研修を実施します。また、職員が手話を学ぶ機会の確保に努めます。
- ・行政情報の提供等に当たっては、ICTの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。等

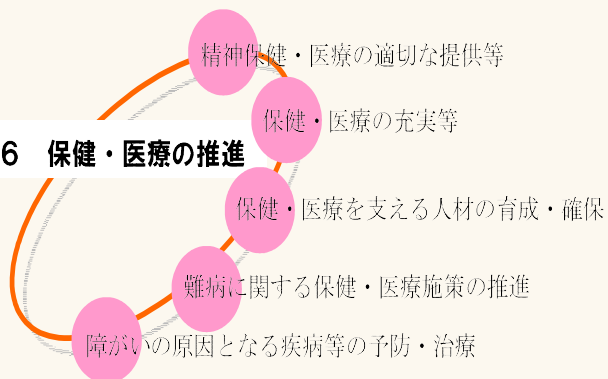
6 保健・医療の推進

<現状と課題>

障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図るとともに、保健・医療を支える人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める必要があります。

また、障がいのある人については、医療機関にかかっている割合が高くなっており、個々の障がいの原因となっている疾病等に応じて、適切な保健・医療サービスが提供される必要があります。

6 保健・医療の推進



- ・こころの健康や保持・増進のあり方について、正しい知識の周知・啓発を行います。
- ・乳幼児健康診査等により障がいの早期発見に努めます。
- ・保健相談センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障がい者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう関係機関との連携を図ります。
- ・障がいの原因となる、生活習慣病等の発症・重症化の予防に努めます。等

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

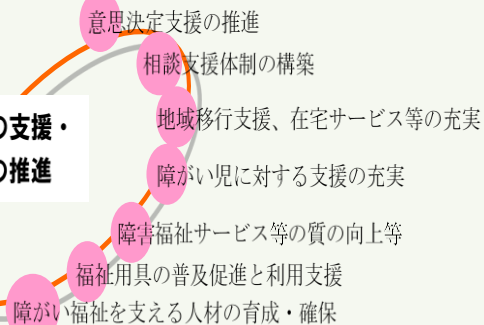
<現状と課題>

障がい者が自ら意思を決定及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行い、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する必要があります。

また、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

さらに、障がい者等が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活等を営むことができるよう、各種サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の提供、障がい福祉人材の育成等に取り組む必要があります。

7 自立した生活の支援・ 意思決定支援の推進



- ・成年後見制度の適切な利用を促進します。
- ・当事者の支援の必要性に応じた支給決定への取組を進めます。
- ・地域移行を希望する障がい者が安心して地域移行できるよう努めます。等

8 教育の振興

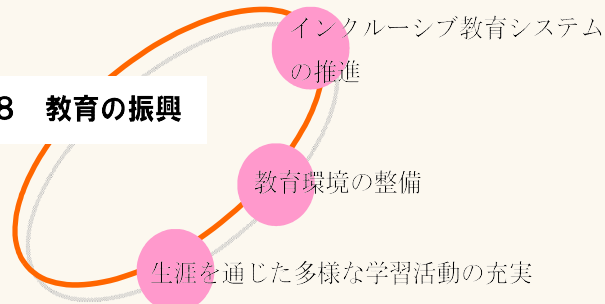
<現状と課題>

障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備や障がいに対する理解を深めるための取組を推進することが必要です。

また、学校教育における障がいのある幼児・児童・生徒及び学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、適切な支援を行うことができるよう環境の整備を図ることが必要です。

さらには、障がい者が、学校卒業後も、自らの可能性を追求できる環境を整え、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現が求められています。

8 教育の振興



- ・障がいの早期発見に努め、乳幼児期から学校卒業まで一貫した相談支援体制の充実に努めます。
- ・小・中学校等の教員への研修の充実を図ります。
- ・市立図書館を中心に、障がい者等の読書環境の充実を図ります。等

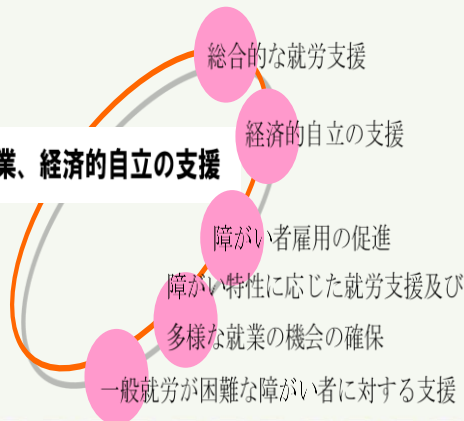
9 雇用・就業、経済的自立の支援

<現状と課題>

障がい者が自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る必要があります。

また、障がい者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実現のためには、職業を通じた社会参加が重要であり、障がいのある人がその能力に応じた職業に従事できるようにするため、多様な就業機会の確保に努めるとともに、個々の障がいのある人の特性に配慮した相談・訓練・紹介等を行う必要があります。

9 雇用・就業、経済的自立の支援



- ・就業に関する相談についてハローワーク等と連携します。
- ・各種手当や減免制度について周知・広報します。
- ・障害者雇用率制度などについて、周知・啓発を図り、障がい者雇用の促進を図ります。
- ・時間や場所にとらわれない働き方が可能なテレワークなど、多様な柔軟な働き方を推進します。等

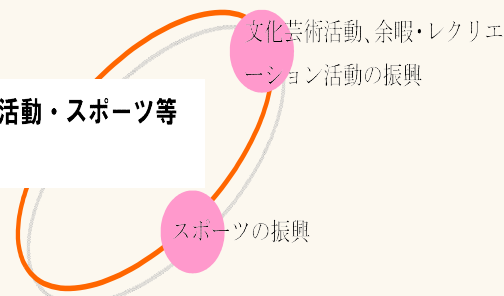
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

<現状と課題>

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることが重要です。

スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がい者の体力の維持・増進や交流、余暇の充実等を図ることが必要です。さらに、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくとともに、地域における障がい者スポーツの一層の普及・充実を図ることが必要です。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興



- ・障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
- ・障がいのある人とない人が共にスポーツに参画する機会を提供することで、障がい者スポーツに対する理解促進を図ります。等

3 計画の推進体制について

1 計画の推進体制整備 【計画（Plan）】

障がいのある人やその家族などに対する各種サービスの充実を目指し、庁内の保健・福祉・医療・教育・雇用・まちづくりなどの関係課の連絡調整や関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

2 事業実施及び計画の進行管理 【実行（Do）】

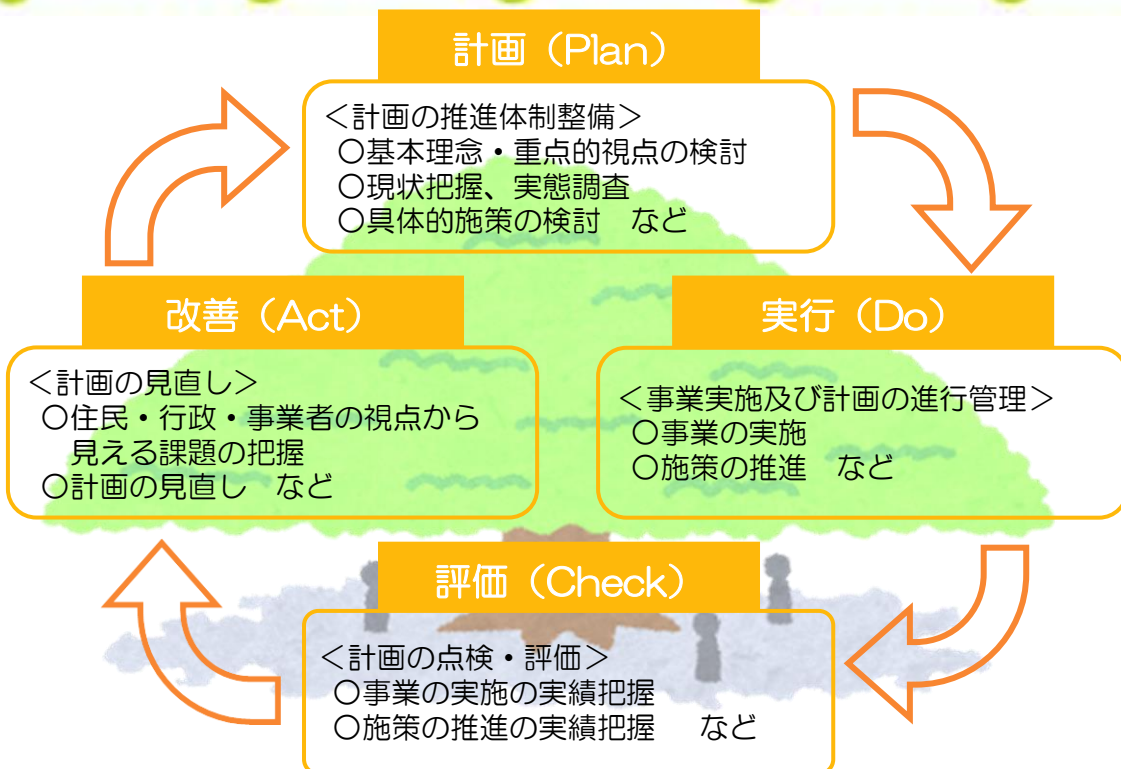
策定した計画の内容を踏まえて、目標達成に向けて施策を推進していきます。また、新しい計画の周知を図ることや、評価のために実績把握のための準備などを行います。

3 計画の点検・評価 【評価（Check）】

本計画を着実に推進していくため、障がい者基本計画等策定委員会において施策の進捗状況を把握します。また、事務局となる福祉政策課が実施結果のとりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

4 計画の見直し 【改善（Act）】

計画期間中においても、障がいがある人のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障がいのある人を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされる場合は、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。





お問い合わせ先

鹿屋市役所 保健福祉部 福祉政策課


TEL : 0994-43-2111

FAX : 0994-44-2494

ホームページ : <http://www.city.kanoya.lg.jp/>

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号



鹿屋市障がい者基本計画 (第3期)

令和6年度～令和11年度

概要版

令和6年3月